

(別紙)

承認計画実施に際しての留意点について

経営革新計画を承認された企業様におかれましては、以下の点についてご留意いただきますよう、お願いいたします。

① 承認された企業様へのお願い

1) 年度ごとに実施状況の報告をお願いします

※毎年、各会計期間が終了した時点で実施状況報告書(別添様式)を提出して下さい。

- 提出期間 … 承認計画終了まで毎年
- 提出時期 … 各会計期間が終了し、決算期から3か月以内
- 提出窓口 … 経営革新計画の承認申請書等を提出された下記の窓口
 - ・京都府各広域振興局商工労働観光室
 - ・(公財)京都産業21

※別途連絡の上、進捗状況に関する聞き取り調査を実施することがありますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

2) 事業内容や実施状況に大幅な変更があった場合はご連絡願います

事業内容や資金計画等の実施状況に大幅な変更があった場合は、計画の変更承認が必要ですので、速やかに上記の提出窓口にご連絡下さい。

② 留意事項

1) 許認可に係る事業の推進に当たって

承認を受けた計画に、国・都道府県などの許認可に係る内容がある場合(例:医療器具、薬品等に関する分野への進出等)は、関係監督官庁とよく連絡を取り、事業を進めて下さい。(尚、当計画承認は、これらの許認可を保証するものではありませんのでご注意下さい)

2) 融資及び信用保証制度の利用に当たって

金融機関からの融資及び信用保証協会の保証の利用を希望される場合は、知事による経営革新計画の承認とは別に、金融機関及び信用保証協会による審査がありますので、金融機関や信用保証協会と連絡を取りつつ計画を進めて下さい。(知事から経営革新計画が承認されても、必ずしも融資や保証が受けられるとは限りません)

また、税制上の優遇措置を利用される場合にも、税務当局とよくご相談下さい。

以上